知的財産の活用による町田市の地域活性化及び産業振興に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と日本弁理士会（以下「乙」という。）は、知的財産の活用による町田市の地域活性化及び産業振興に向けた各種施策・事業における連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

第１条（協定の目的）

本協定は、甲と乙が連携・協力して、事業の維持・拡大に向けた事業者の知的財産を活用する取り組みや、知的財産の普及啓発及び人材育成等の取り組みを推進することにより、町田市の地域活性化及び産業振興に寄与することを目的とする。

第２条（連携及び協力事項）

（１）知的財産の普及啓発に関する事業
（２）知的財産の知識を有する人材の育成に関する事業
（３）知的財産の事業活用に向けた相談に関する事業
（４）その他、市内産業振興のための知的財産の活用に関する事業

第３条（役割及び経費分担）

（１）本協定に基づき実施する事業は、原則として甲乙の共催事業とする。
（２）甲は、事業の実施のために必要な役務、会場等を提供するとともに、その広報を行う。
（３）乙は、事業の実施のために必要な企画・運営を行うとともに、講師、相談員等を派遣する。
（４）事業の実施のために必要な経費は、原則として、甲乙が以下のとおり負担する。ただし、甲乙が各事業に対して別に定める場合は、この限りではない。
甲：事業の実施のために必要な役務、会場等の提供、及び事業の広報にかかる費用。講師や相談員等となる弁理士の派遣にかかる謝金及び交通費。
乙：事業の企画、運営、及び乙が管理する媒体における広報にかかる費用。

第４条（目的外利用の禁止）

（１）甲及び乙は、本覚書による業務の遂行により知り得た企業及び個人並びに相手方の情報を業務上必要な範囲を超えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又漏洩してはならない。
（２）本協定の有効期間満了後も前項の規定は効力を有するものとする。

第５条（有効期間）
　本協定の有効期間は、本協定締結の日から２０２２年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の３カ月前までに甲乙いずれからも内容の変更及び解約の申出がない場合は、更に１年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第６条（その他）
　本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定の内容につき変更の必要が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議するものとする。

　本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲、乙押印のうえ、各１通を保有する。

２０１９年5月１３日

甲　東京都町田市森野二丁目２番２２号
町田市長　　石阪　丈一

乙　東京都千代田区霞が関三丁目４番２号
日本弁理士会
会長　　清水　善廣

（コンタクト先）　東京都千代田区霞が関三丁目４番２号
日本弁理士会　関東会
関東会会長　　鈴木　一永